慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国連憲章の再検討と改正
Sub Title	Review and revision of the United Nation Charter
Author	加藤, 俊作(Kato, Shunsaku)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.12 (1977. 12) ,p.71- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国連憲章の再検討と改正

加藤俊作

まえがき

国際連合は、その発足に当つて当時の五大連合国に「拒否権」を認め、それは憲章の改正に対しても適用されることになつた。(1) 同機構は発足後何回か憲章の改正を論じ、部分的にそれは実現した。また現在「憲章および国連の役割強化に関する特別委員会」が憲章の再検討の作業を続けている。しかし、周知のようにソ連ブロック諸国は一切の憲章改正に反対であるばかりでなく、その再検討にも反対している。そのため、その前途は甚だ暗いといわざるをえない。何故ならいかなる改正案もソ連の反対が続く限り実現しないからである。

本稿は、憲章の改正の問題をその最大の焦点であるソ連のそれに対する態度を中心に論じたものである。なお紙数の関係で一九五六年以降に限定した。

(1) 憲章の正式の改正手続きは拒否権問題とも関連してサンフランシスコ会議で最も激しい論争の的となつた問題の一つである。五大国にしてみれば、

彼らの一致した賛成なしに憲章の改正が可能ならば、そのような改正によつて憲章が五大国に認めている拒否権そのものが取除かれてしまうおそれがあるからである。このような大国の態度は既にダンバートン・オークス会議で討議決定をみており、会議後明らかにされた提案の第一一章に明文化されていた。しかし、サンフランシスコ会議で中小国はそれに強硬に反対した。反対の具体的内容は、憲章の改正については拒否権の適用を排除することを狙つたものから、改正案の批准に当つてできるだけ五大国の影響を削減しようとするものまで多岐にわたつたが大部分は前者を目指していた。

憲章の改正に拒否権を適用するかどうかの論争の過程で、大国の強硬な態度から憲章再検討のための全体会議の原則が急速に形成されていつた。この際二つの案が出された。一つはブラジル案で、それは五年毎に憲章再検討のための特別総会をもつというものであり、いま一つはカナダ案で、憲章発効一〇年後に憲章再検討会議を召集する、というものであつた。しかし、この場合も結局大国の強硬な反対に押切られ最終的には妥協が成立し、憲章発効後第一〇回総会までに憲章再検討のための加盟国による全体会議が開かれなかつた場合、これを招集する提案を第一〇回総会の議事日程に加えることを規定した第一〇九条三項が決定をみた。しかしソ連はこのような妥協に反対であり、その採択に当つて唯一国反対投票した。

しかし、このような条項の挿入は、それ自体大国にとつて決して大きな譲歩を意味するものではなかつた。何故なら総会手続規則によれば、いずれの加盟国も、ある議題を議事日程に掲上するよう要請する権利があり、総会は、その議事日程を単純多数決で承認することができるからである。

しかも、それは会議招集そのものを義務づけているわけではないし、たとえ会議が招集され改正案が決つても、その批准国には必ず五大国が含まれていなければならなかつたからである。このようにして五大国は自国の望まない憲章の改正を拒否する法的地位を確保したのである。

Ruth B. Russell, A History of the United Nations Charter, 1958, pp. 743-9 参照。

安全保障理事会の非常任理事国および経済社会理事会理事国の増員問題

一

一九五五年の第一〇回総会において憲章第一〇九条三項に基く憲章再検討のための全体会議開催の件が憲章改正推進派の期待にも拘らずあえなく見送られたが、その翌年の一九五六年第一一回総会において多数のラテン・アメリカ諸国とスペインが憲章の第二三、二七、六一の各条を、また国際司法裁判所規程第三条一項をそれぞれ改正して安全保障理事会（以下安保理事会）の非常任理事国と経済社会理事会理事国の増員および国際司法裁判所裁判官の増員を提案した。(1) (A/3138, A/3139, A/3140)

しかし、この提案もその後数年にわたつて総会で難行し、一度は否決されるところまでいつた。問題はソ連圏を含め各国

とも国連創設以来、とくに一九五五年を契機としての加盟国数の増加に伴い、[2]国連主要機関における議席の地理的配分に不公平が生じていること、とくにAA諸国についてそれが顕著であることを認め、ソ連ブロック以外の諸国はいづれも安保、経済社会両理事会の議席を増員させることによつて不公平を是正することを主張したが、ただソ連ブロック諸国だけは、中国代表権問題を理由に憲章の改正に反対し、また、憲章第一〇八条の規定からすれば、憲章改正は、安保理事会の常任理事国である中国の正当な代表である中華人民共和国の批准が必要であるが故に、事実上憲章の改正は不可能であるとの立場をとり、現在の議席の再配分による不公平の是正を主張して譲らなかつた点にあつた。[3]

このような主張に対し、オランダ、イタリー、ヨルダン、イギリスなどは本件、とくに経済社会理事会の議席増員は技術的問題であるとし、また、主として第三世界の国ぐには、中国代表権問題の解決を本件審議の前提条件とするソ連の主張に反対した。[4]

このように安保、経済社会両理事会の議席増員問題は第一一回総会においてラテン・アメリカ諸国を中心に議題として提起されて以来、毎総会の議題に掲上されながら、主としてソ連ブロックの強い反対にあい、その都度実質的な審議の延期を余儀なくされた。

二

しかし一九六〇年の第一五回総会は一五年の国連史にとつて色々な意味で記憶すべきものとなつた。まず、ソ連がフルシチョフ首相みずから代表として総会に出席することが明らかとなるや、その他の社会主義諸国もこぞつて閣僚会議議長か党中央委員会書記長を代表団の首席として派遣することを決定した。それに続いて多くの非社会主義諸国も、それぞれ政府首班を送ることを決定し、それは「首脳総会」の観を呈した。

また今総会は、一挙に一六カ国のアフリカ国家を含む一七カ国（他の一カ国はキプロス）の新独立国家が国連に加盟し、「ア

フリカ総会」ともよばれた。この総会が「アフリカ総会」とよばれるにいたつた理由には、前記理由のほかにアフリカのコンゴ問題の処理をめぐつて、国連が一つの大きな試練に立たされたことにもよつた。

一九六〇年九月二三日ソ連のフルシチョフ首相は国連総会で一般演説を行ない、そのなかで、植民地主義の終結や三段階軍縮などを強調したが、さらに彼は国連事務総長について重大な発言を行なつた。すなわち、彼は、コンゴに起つている事件についての安保理事会の決定を実施するに当つて、事務総長は事実上植民地主義者および植民地主義者を支持する国家の立場をとつているとし、「われわれはいまや国連の執行機関のみならず、国連全体の機能を改善する諸条件を創ることに着手すべき時期が来たと確信している。そして、その事はまず何よりも事務総長と彼のスタッフに関係している」とのべ、西欧軍事ブロック加盟国と社会主義諸国と中立主義諸国をそれぞれ代表する三人の事務総長をもつて執行機関を構成するといういわゆる事務総長のトロイカ方式を提案した。(5)

彼のこの発言がどれ程ソ連政府内およびソ連ブロック諸国政府との慎重な検討を経たものであつたかは疑わしい。何故なら憲章第九七条には「事務局は、一人の事務総長およびこの機構が必要とする職員からなる」と明記されており、フルシチョフ提案を実現するためにはこの条項を改正しなければならなかつたからである。(6)

フルシチョフのこの発言を契機にしてソ連ブロックの憲章改正に対する態度には明らかに混乱がみられた。一〇月三一日特別政治委員会が両理事会の理事国増員問題の審議に入るや冒頭アルゼンチン代表は、「第一四回総会の特別政治委員会でソ連のソボレフ代表は、中国人民の正統な代表が不在であるが故に憲章改正に必要な一致の基盤が不幸にもこの総会には存在しない、とのべたが、今総会本会議でフルショフ首相は事務総長に関して提案を行ない、また第一委員会でソ連代表は安保理事会の構成について修正を主張した。そのような措置には、憲章の改正が必要であろうが、一体この矛盾は何を意味するのか」と問い、また「ソ連代表が最近行なつた諸提案によつて中国問題はもはや憲章改正の障害ではなくなつたことを示

した」と指摘した。(7)

そしてこのような疑問は、同日同委員会で行なわれたソ連代表（ソルダトフ）の発言によつて一層強化された。彼は相変らず常任理事国の中国代表が不在であるから憲章改正に必要な批准ができないとしながらも、同時に一九四五年以降加盟国が増大し、世界の社会的、経済的、政治的な構造に量的のみならず質的変化が起り、国連は今や現状を正しく反映していないとし、従つてこれに対応して国連の機構を改変し、国連のすべての機関に資本主義、中立、社会主義の三国家群が平等に代表せらるべきである、と主張した。(8) これに関連して彼は安保理事会についてインドとインドネシアが大国に含まれないならば、フランスとイギリスはもはや大国とは考えられないとのべ、(9) また経済社会理事会およびその下部機関も三グループに平等に配分され、事務総長職は廃止して上記三グループに属する十分に責任のおける三人の人物で構成された執行機関を設けることを要求した。(10)

このように大幅な国連改組を言明したにも拘わらず、その後ソ連代表（モロゾフ）は同委員会でエル・サルバドル代表の発言に対する答弁権を行使し、「たとえエル・サルバドルがどう考えようともソ連の立場は変つていない。すなわち、中国問題に満足すべき解決が見出された時にのみ国連の主要機関の構成に関する憲章の改正は可能である」とのべ、(11) エル・サルバドル代表が再度答弁権を行使して「しかし、ソ連は国連事務局の改組以前に中国代表権問題が解決されるべきだとはこれまで決していわなかつたし、第一一回総会でラテン・アメリカ諸国が国連の主要機関の増員の運動を起した時、ソ連を含む全常任理事国はその考えを支持した」と反論した。(12) これに対し、ソ連代表は、この際ソ連の確固たる立場についての疑念を取除きたいとして、中華人民共和国の正当な権利が回復されるまでは一切の憲章の改正には同意できない、と断言した。(13)

しかし、このような明確なソ連代表の言明にも拘らず、翌一一月四日チェコスロバキア代表は、同委員会で中国代表権問題に言及しつつも「国連の構成はもはや現実の力関係を反映していない」とのべ、さらに「ソ連は一体何故インドやインド

ネシアのような大国が安保理事会の常任理事国になつてはならないのか、と正しくも問うた。今日世界は三つの国家群からなつている。国連の全機関の構成はその新しい力関係を反映すべきである」と強調している。(14)

このようにソ連およびソ連ブロックの立場は一時混乱をみせたが、しかしいづれにしてもこれまで憲章の再検討問題そのものを総会議題として取上げることに反対してきたソ連ブロックの立場からするならば、それは大きな姿勢の変化を示したものということができよう。

しかし、この事務総長のトロイカ方式をフルシチョフ首相はいくらも推し進めることはできなかつた。さらにこの問題は当のハマショルド事務総長がアフリカでの航空事故により死去した（一九六一年九月一八日）ことによって終止符が打たれたのである。(15)

特別政治委員会の大部分の構成国は前記二理事会の理事国増員に賛成であつたが、前述の通りソ連ブロックの反対に直面してその実現のメドがたたなかつた。そして、例えば、ある国（幾つかのラテン・アメリカ諸国、オーストラリア、カナダ、ギリシャ、イタリー、日本、オランダ、パキスタン、フィリッピン、イギリス、アメリカ）は憲章は両理事会拡大のために急いで修正されねばならず、この旨の総会の決定の道義的重みだけで究極的には修正に必要な批准を獲得するのに十分であろう、とした。(16)

一一月三日二つの決議案が特別政治委員会に提出された。一つは憲章第六一条を改正して経済社会理事会理事国数を現在の一八カ国から二四カ国に増員することを求めたものであり、（共同提案国四五カ国 Doc. A/SPC/L. 51 and Add. 1-5）いま一つは憲章第二三条と二七条を改正して安保理事会の理事国数を現在の一一カ国から一三カ国に増員し、（非常任理事国数を六カ国から八カ国に増員する）理事会での決定に必要な投票数を七票から八票にするというものであつた。（三九カ国共同提案 Doc. A/SP C/L. 52 and Add. 1-3）このほか本件研究のための委員会設置を求める五カ国決議案(A/SPC/L. 53/Rev. 1)が出された。

また、前記二決議案の修正動議などもだされ、一二月五日の会議でまず四五ヵ国案および修正案が表決に付され、修正案は採択されながら決議案そのものは賛成三八票、反対四一票、棄権一七票、欠席三で否決され、[17]翌一二月六日第二の三九ヵ国決議案が同じく修正案が採択されながら否決された。[18]（賛成三六票、反対四二票、棄権一七）また翌一二月七日五ヵ国決議案は撤回された。[19]前記両決議案が最終的に否決された理由は議席増加問題を現行議席の再配分問題とからませた結果であつた。

一二月二日の総会本会議でこの問題に関する特別政治委員会報告（A/4629）が審議され、その際オランダ代表は本件議題を再開会期の議事日程に残すことを提案、採択されたにも拘らず、[20]一九六一年四月二一日再開会期終了にいたるまで遂に何らの一致に達せず、総会はこの問題について何らの決定もなしえなかつたのである。以後この問題は第一八回総会（一九六三年）まで総会の議題とならなかつた。

三

すでに一九六一年九月ユーゴスラビアの首都ベオグラードで開かれた非同盟諸国首脳会議はその宣言（Ⅲ—二四）のなかで「参加国は、国連総会が、憲章の改正を通じて、国連の二つのもつとも重要な機関たる安保理事会と経済社会理事会の構成および活動を、この機構の必要と国連加盟国の拡大とに調和させるように、これら二つの機関の構成を拡げる問題の解決を見出すことが必要不可欠であると考える」旨を明らかにし、[21]また一九六三年五月エチオピアの首都アジスアベバで開かれたアフリカ独立諸国元首会議においても、一地理的地域としてアフリカは国連の主要機関に公平な代表権をもつべきであるという決議を採択していたが、[22]同年夏の第三六回経済社会理事会はアフリカ諸国の適正な代表権を確保するために、総会があらゆる措置を講ずべきであるとのアフリカ経済委員会（ECA）提出の決議案〔81(V)〕の審議を契機として同理事会の議席増員問題が具体的にとり上げられることとなり、結局第一八回総会においてこの問題につき必要な措置がとられることを要請する九ヵ国決議案が採択された。[23]〔決議974C（XXXVI）〕

一方AAグループも九月六日の全体会議で両理事会の拡大問題と、総会一般委員会の構成および地域別割当問題を第一八回総会の追加議題として採択方要請することを決定し、同月一六日AA諸国代表は事務総長宛に「総会一般委員会の構成問題」と「安保理事会および経済社会理事会における公平な代表問題」を第一八回総会の追加議題として採択方要請した。(24)

九月二〇日総会本会議は、一般委員会の勧告にもとづき前記二議題および「経済社会理事会報告第八章六節（経済社会理事会におけるアフリカ諸国の議席増加問題）」の三議題を採択し、これを特別政治委員会に付託することを決定した。(25)特別政治委員会はそれら議題を一一月二七日から一二月一六日まで審議（実質的審議は一二月五日、一般討論は九日より）したが、もはや両理事会における議席増員の要求は、国連における大勢となり、問題は一切の憲章の改正に反対してきたソ連ブロックの態度如何に大きくかかつてきた。

安保理事会および経済社会理事会の議席をどれだけ増員し、またその配分をどうするかについては、㈠西欧グループ案、㈡ラテン・アメリカグループ案、および㈢AAグループ案の三案に大別することができる。しかし、それらはラテン・アメリカ案とAA案にしぼられ、最終的にはラテン・アメリカ案(26)に対するAAグループの修正案(27)をラテン・アメリカグループが受入れることによつて両者の統一案が完成された。(28)

このようにAAグループおよびラテン・アメリカグループの大半の一致した両理事会の議席増員の要請に対して、これまで第三世界の植民地からの解放とその独立を支援してきたソ連としては、これを拒否することは容易にできることではない。従つて、ソ連ブロックが憲章の改正に反対するのは常任理事国たるべき中華人民共和国がいまだ正当な権利回復をしていないという従来の立場を一層強調することになる。そしてその責任は専ら中国の加盟を阻止しているアメリカを中心とした西側に向けられる。

既に中ソ関係は悪化し、「中華人民共和国の国連における議席回復」の議題採択要請国となることさえ止めてしまつたソ

連が[29]憲章改正反対の論拠として中国の代表権未回復をあげることはもはや不自然であつた。

一二月九日特別政治委員会の一般討議が開始されるやソ連代表（フェドレンコ）は何回かにわたつて自国の立場を説明したが、彼は中国代表権問題が解決するまでは憲章の改正は不可能であり、従つて現在の理事会の議席の再配分によつてこの問題を解決する以外にはない、と言明した。[30]

一二月一七日の本会議において、いよいよ特別政治委員会の勧告した三決議案の採択に入るに先立ちソ連およびフランス代表が委員会における発言を繰返して性急に決議案の採択を行なわないことを訴えたが、とくにソ連はその発言において次のような注目すべき発言を行なつた。

「これまでも繰返し指摘してきたようにソ連はたえずAA諸国が安保理事会や経済社会理事会のような国連の主要機関において正当な代表権が認められるべきだと主張してきた。……われわれはまた次のことを特に主張したい。すなわち、両理事会におけるAA諸国の正当な代表権を主張するに当つて、ソ連はそれら主要な国連機関の議席をその目的のために増加することを考えているのだ。ソ連のこの立場は第一五回総会でフルシチョフ首相が行なつた国連の主要機関の改組の必要性に関する提案の論理的前提であり、かつ必然的帰結である、ということを思い起させて頂きたい。……国連の主要機関の構成の変更を主張することによつて、ソ連は常に国連の主要機関の議席の増加の望ましいことを特に強調してきた。……しかし、周知のように両理事会のような国連の主要機関の議席を増やすためには、憲章の改正が必要である。それには五常任理事国の一致した賛成が必要であるが、西側諸国がその一国である中国の権利回復を執拗に拒否している限り、この問題の解決は、唯それら諸国の態度だけのために不可能になつているのである。」

そして、さらに、

「中華人民共和国は、これまでいろいろの機会に本件に関する同国の明確な見解を表明してきたが、一九六一年九月二二

日の『人民日報』の社説において、『常任理事国である中華人民共和国の参加しない憲章のいかなる改正も違法である』と強調した。……両理事会拡大問題の解決策を見出そうとするAA諸国の努力に鑑みて、ソ連政府は、既に代表が特別政治委員会でのべたように、目下討議中の本件についての中国の立場を明確にするため中華人民共和国と接触し、中国の唯一の正当な代表であり、安保理事会の常任理事国である同国から回答を受取つた。すなわち、中国の外相代理が北京駐在ソ連大使に手渡した回答は次の通りである。『われわれは国連の主要機関の議席の増加を通してこの問題の解決を計ることには同意しない。われわれはそれら機関の現在の議席の公平な配分を通しての解決に賛成である。』……ソ連政府は国連の主要機関の議席拡大問題に関する中華人民共和国の立場を理解をもつてみる。そして、本機構における同国の合法的権利回復に対する中国の要求を断固支持する。中華人民共和国の同意なしに憲章の改正問題で何らかの行動にでることは、憲章それ自体を侵犯するばかりでなく、悪名高い「二つの中国」を創りだすことに関心をもつた者達の手にのることになるであろう。」[31]

以上のようなソ連代表の発言およびそれに続いたフランス代表の発言を受けて、シリア代表は議長に討議の暫時延期を提案した。[32] しかし、エチオピア代表はそれに反対し、[33] 続いて登壇したアルバニア代表は、エチオピアの発言を支持し、「本件の高度の重要性に鑑み、私は、先程ソ連代表が行なつた発言に関連したある非常に重要な事実を提供したい」と前置して、次のように発言して激しくソ連を非難した。

「ソ連代表は一二月一〇日、一四日に特別政治委員会で、また唯今ここで中国政府がソ連政府に国連の二つの主要機関、すなわち安保理事会と経済社会理事会の拡大に反対であり、それら両機関の現行議席の公平な配分に賛成だと通告したことを繰返した。……しかし、一九六三年一二月一二日に中国外相が行なつた声明はソ連代表がここで行なつた主張が偽りであることを立証している。中国外相の声明からも明らかなようにソ連代表は単に本件に関する中国の立場を総会に誤り伝えたばかりでなく、完全にわい曲した。……事実をより明確にし、総会が真実を知ることを助けるために私は一九六三年一二月

一二日に中国の「北京周報」が伝えた大変興味ある報告から若干の抜粋を敢て引用する。その報告は次のようにのべている。

『……ソ連代表のフェドレンコはその演説において一方では主要な国連機関における議席拡大に対するAA諸国の願望に自国政府の同情を口にしながら、この問題を国連における中国の正当な権利回復の問題と結びつけた。彼は苦労して国連における中国の正当な権利が回復されないうちは中国政府がAA諸国の前述の要求を支持することを拒否したという誤つた印象を創りあげようとした。……中国政府はそれら二つの機関の議席拡大に反対であるとはいつていない。ただ中国が国連に議席を占める合法的権利を奪われている以上、この点について何らなしえないといつただけである。』

さらに一九六三年一二月一二日に中国外相が行なつた声明によれば、中国政府は国連の主要機関におけるAA諸国の公平な代表権の問題は、国連における中国の合法的権利回復のそれとは全く別であると考えている。……ソ連代表は本総会で憲章の改正案を受諾する者、安保理事会および経済社会理事会の議席増員に対するAA諸国の要求や提案を受入れる者は憲章違反の罪を犯すばかりでなく、二つの中国の存在を認めるものだとのべた。それ故私はソ連代表のそのいいがかりに答えねばならない。アルバニア政府はいまだかつて中国は一つしかないという事実を疑つたことはない。……われわれはこれまで常に世界には唯一つの中国、すなわち、中華人民共和国しか存在しないとの立場をとつてきた。……ソ連政府こそ部分的核実験禁止のモスコー協定で蔣介石一派の調印を認め、かくして同国は二つの中国を認めたのだ。[34]」

シリア代表は動議を撤回し、[35]表決に移り、三つの決議案は圧倒的多数で可決された。一般委員会拡大に関する決議〔1990(XVIII)〕賛成一一一、反対0、[36]安保理事会拡大に関する決議〔1991A(XVIII)〕賛成九七、反対一一(ブルガリア、白ロシア、キューバ、チェコスロバキア、フランス、[37]ハンガリー、モンゴリア、ポーランド、ルーマニア、ウクライナ、ソ連)、棄権四(ポルトガル、南アフリカ共和国、イギリス、アメリカ)、経済社会理事会拡大に関する決議〔1991B(XVIII)〕賛成九六、反対一一、棄権五(中国、ポルトガル、南アフリカ共和国、イギリス、アメリカ)。

一二月二一日諸決議採択後ソ連は声明を発表し、その中でソ連は「国連の主要機関に新規独立国の適正な代表権を確保する必要性に関し、社会主義国とAA諸国の間に何の見解の相違はない」とし、「中国の法的権利回復以前であつても両理事会の議席増員問題解決のためとりうる手段について協議を求めてゆく」とのべた。(38)

結局、ソ連、フランスは改正案を批准し、それは一九六五年八月三一日発効した。(39)

(1) 一九五九年までは安保理事会の非常任理事国数および経済社会理事会の理事国数の増員とともに国際司法裁判所裁判官の定員増加の件も議題に含まれていたが、全般的に関心が薄く、第一四回総会決議〔1404 (XIV)〕では全般的合意によつて安保、経済社会両理事会の議席増員問題だけを第一五回総会の仮議事日程に掲上することを要請したので、第一五回総会においては、国際司法裁判所裁判官の定員増加問題は審議されなかつた。

(2) 一九五五年それまでの懸案であつた国連未加盟国の一括加盟が実現し、国連加盟国は六〇カ国から一挙に七六カ国となり、さらに五六年には八〇カ国、五七年には八二カ国と増加、一九六〇年にはアフリカだけで一六カ国が加盟し(中東一カ国)合計九九カ国、六一年一〇四カ国、六二年一一〇カ国、六三年一一二カ国、と急増した。

(3) 例えば、Official Records of the Thirteenth Session of the General Assembly (以下 GAOR, XIII), Special Political Committee, Summary Records of meeting, 114th mtg., 27 November 1958, Vol. 13(2), pp. 122-3, 126参照。

(4) 外務省国際連合局政治課「国際連合第一四総会の事業（上巻）」九六頁。

(5) GAOR, XV, Plenary, 869th mtg. 23 September 1960, Vol. 15(1), pp. 82-3.

(6) フルチョフがこの問題を事前に検討したことは明らかである。彼は一九六〇年に国連総会に出席した際について次のようにのべている。「国連総会に出席する前に、われわれはよく国内だけの内輪の会合を開く。まず、ソビエト連邦の代表とウクライナおよび白ロシア代表だけで打合せをする。次に、他の社会主義諸国の代表と会う。ただここに一つ問題があつて、この内容を敵方—というのはつまり、われわれの最大の敵であるアメリカ情報部のことだが、それに知られたくはなかつた。それ故、意見を述べ合う場合には、屋外に散歩に出た折にするとか、盗聴器を防止する特別な装置をつけるとかすることにしていた。」フルシチョフ著、佐藤亮一訳「フルシチョフ最後の遺言」下巻、一九六—七頁。

　従つて、ここでいう「疑わしい」ということは、彼の提案は国連憲章の改正を必要とするものであり、そのことは憲章の改正に終始一貫強硬に反対してきたこれまでのソ連およびソ連ブロックの基本的立場を根底からくつがえす結果になる点についてである。

(7) GAOR, XV, Special Political Committee, 186th mtg., 31 October 1960, Vol. 15(4), pp. 53-4.

(8) Ibid., p. 56.

(9) Ibid.

(10) Ibid.

(11) Op. cit., 190th mtg., 3 November 1960, p. 74.

(12) Ibid.
(13) Ibid
(14) Op. cit., 191st mtg., 4 November 1960, pp. 80-1. 一一月一〇日ソ連代表は再度ソ連政府に代つて言明するとして、「ソ連は中華人民共和国の参加なしに採択された憲章の改正案は決して批准しない。もしそして中国人民が合法的に国連に代表された時に、私の意見では、問題は何の困難もなく解決されるであろう」とのべ、さらにキプロスの発言に関連して「ソ連の立場は極めて明瞭である。すなわち、ソ連は中華人民共和国の参加なしに採択された憲章の改正案の批准を拒否するばかりでなく、ソ連は、この問題の討論そのもの、またそのような修正案の準備そのものに中国の参加が必要だと考えているのである。中国の参加なしでの両理事会の拡大についてのいかなる決議の採択もそれは法的基礎を欠いた手続きである」とのべている。Op. cit., 197th mtg., 10 November 1960, p. 107.
(15) フルシチョフ著、前掲書、二〇四―五頁参照。
(16) Yearbook of the United Nations (Y. U. N.), 1960, p. 204. *例えばイギリス代表は「もし国連の三分の二の加盟国がその改正案に賛成投票しそれを批准すれば、ソ連政府としてもそうせざるをえないと信ずる。批准の憲法上の手続はさ程の期間を要しない」とのべ、ソ連代表が改正を支持する大勢に照らしてその態度を再検討するよう訴えている。Op. cit., 189th mtg., 3 November 1960, P. 69.
(17) Op. cit., 217th mtg., 5 December 1960, p. 198.
(18) Ibid., p. 202.
(19) Ibid., p. 206.
(20) GAOR, XV, Plenary, 958th mtg., 20 December 1960, Vol. 15 (2), p. 1479.
(21) 浦野起央編著「第三世界国際関係資料集―第三世界と国際協力―」一九七六年、七七頁。
(22) Y. U. N. 1963, p. 81.
(23) ESCOR, XXXVI, 1290th mtg., 22 July 1963, Vol. 36 (1), p. 208.
(24) Y. U. N., op. cit., p. 78.
(25) Ibid.
(26) 一二月一〇日提出のラテン・アメリカ二一ヵ国決議案（安保理事会に関しては、一一日の改訂案）安保理事会非常任理事国数を六ヵ国から八ヵ国に、経済社会理事会理事国数を一八ヵ国から二四ヵ国にすることを骨子とするもの。
(27) 一二月一六日インドがAA諸国（五七ヵ国）を代表して口頭で提案。安保理事会非常任理事国数を六ヵ国から一〇ヵ国にし、経済社会理事会理事国数を一八ヵ国から二七ヵ国にすることを骨子とするもの。
(28) 外務省国際連合局政治課「国際連合第一八回総会の事業（上巻）」二一三～五頁。
(29) ソ連は一九六〇年の第一五回総会の際、それまで行なつていたインドに代つて「国連における中国代表権問題」を総会議題として採択することを要請し、それは第一七回総会（一九六二年）まで続いたが第一八回総会においては、中国とともに激しくソ連に抵抗するアルバニアがソ連に代つて要請国と

なつていた。

(30) GAOR, XVIII, Special Political Committee, 423rd mtg., 10 December 1963, Vol. 18 (3), p. 257. Op. cit., 427th mtg., 14 December 1963, p. 1270.

(31) GAOR, XVIII, Plenary, 1285th mtg., 17 December 1963, Vol. 18 (2), pp. 7-9.

(32) Ibid., p. 9.

(33) Ibid., p. 10.

(34) Ibid., pp. 10-12.

(35) Ibid., p. 12.

(36) 総会一般委員会の拡大については憲章の改正を伴なわないとの理由でソ連ブロックも賛成した。

(37) フランスは特別政治委員会の第四二七回および四二九回会合で自国の立場を説明しているが、両理事会の拡大に反対ではなく、まず、㈠三つの機関の拡大問題は一つの問題として解決すべきである。㈡両理事会の拡大問題の審議を打切り来総会までの間に各グループ間で充分協議を行ない、第一九回総会で優先的に審議すべし、ということであつた。GAOR, XVIII, Special Political Committee, 427th mtg., 14 December 1963, Vol. 18(3)p. 273. Op. cit., 429th mtg., 16 December 1963, p. 288.

(38) Doc. A/5686.

(39) 一九六五年憲章再検討のための全体会議召集に要する安保理事会での賛成投票を七票から九票に増やすため第一〇九条が改正され、それは六八年六月一二日に発効、また、一九七一年一二月二〇日総会は、再び憲章第六一条を改正して経済社会理事会の理事国数を五四カ国とすることを決議し、それは七三年九月二四日に発効した。

コロンビア提案以降

一

一九五五年の第一〇回総会で採択された決議〔992(X)〕にもとづき設置された全加盟国からなる「憲章再検討会議のための準備委員会」はその後殆んど実質審議をしないまま六七年に事実上の休会に入つてしまつていたが、六九年の第二四回総会におけるコロンビア提案を契機に憲章再検討問題は再び総会の一つの焦点となつた。

すなわち、コロンビアは総会の一般討論演説において既に憲章再検討の必要性を強調していたが(1)、総会も半ばが過ぎた一

一月二一日突然「国連憲章改正のための諸提案を審議するための特別委員会の設置」と題する追加議題（A/7659）を総会議題に掲上方要請した。(2)

このコロンビア提案はまず一般委員会で「国連憲章再検討に関する諸提案を審議する必要性」とより抽象的な表現に修正された上でこれを第六委員会（法律委員会）に付託することにし、本会議もそれを承認した。ところがコロンビアは一二月九日前記特別委員会設置提案を撤回し、単に「国連憲章再検討に関する諸提案を審議する必要性」と題する議題を第二五回総会の仮議事日程に含めるとの趣旨の手続き決議案を提出、一時コロンビア提案は、現在の国連の大国の主導的地位を不満とする各国に好個の不満のはけ口を提供するだけとして、この問題を憲章制定二五周年記念式典を企画立案する役割を負つた二五周年記念委員会に付託する動きもあつたが、結局コロンビア決議案（A/C. 6/L. 789）は一二月九日第六委員会でラテン・アメリカおよびAA諸国の圧倒的支持をえて採択され、さらに一二日本会議でもコロンビア決議案を含む第六委員会勧告（A/7870）が採択された。(3)〔決議2552（XXIV）〕賛成六九、反対一一（ソ連ブロック、ルーマニアを含む）、棄権二二。

翌一九七〇年、第二五回総会は決議2552（XXIV）に従い、まず一般委員会により正式議題とされた本件を第六委員会に付託した。

第六委員会は一一月三〇日より本議題の審議に入り、一二月四日決議案の採択をもつて審議を終了したが、なかでも最も強硬な反対を示したのはいうまでもなくソ連ブロックであつた。(4)

ソ連ブロックの憲章再検討反対の論拠としては、相変らず中国代表権問題があげられ、(5)それと併行して国連を強化する途は憲章の改正によつてではなく、その忠実な遵守にあるということが強調されているが、(6)それと同時に第三世界を念頭に置いた発言が目だつてきたことである。(7)これは再検討を要求する声が圧倒的にラテン・アメリカおよび年とともに増大するAA諸国からでてきているという事実に対応するものであろう。

しかし、憲章の再検討に反対する国はソ連ブロック諸国に限られず、ソ連の影響力下にあるAA、ラテン・アメリカ諸国（例えばキューバやイラク、シリアなど）やソ連以外の安保理事会の常任理事国、とくにフランスを始め、西欧諸国も概して消極的であり（日本と類似した立場にあるイタリーは例外）、しかも再検討を主張するAA、ラテン・アメリカ諸国の立場も必ずしも一致しておらず、（これは頻々憲章再検討反対派に一つの反対の論拠に使われている）結局再検討推進派は可能な限りの多数の支持をえるために譲歩し、その結果、(イ)加盟国は一九七二年七月一日までに憲章再検討に関する見解および示唆を提出すること、(ロ)国連事務総長はそれら見解や示唆をまとめた報告書を第二七回総会に提出する、(ハ)「憲章再検討に関する諸見解を審議する必要性」なる項目を第二七回総会の仮議事日程に掲上することを骨子とした決議が採択された。〔決議2697（XXV）〕

一九七一年の第二六回総会は永年の懸案であつた中華人民共和国の代表権を認め、それによりこれまでソ連ブロックが憲章再検討反対の最も有力な根拠としてきた同国の欠席という事態は解消し、もはや、それを理由とした憲章改正の違法性の論拠は失われた。

二

第二五回総会で採択されていた決議2697（XXV）の主文第三項に基き本件議題は第二七回総会の仮議題に掲載されていたが、九月二一日一般委員会は本議題の上程を決め、さらに本会議はそれを第六委員会に付託することを決定した。(8)

本会議においてこの項目を正式議題に含めるか否かの審議に当つてソ連ブロックはこれまで通り強い反対を表明した。しかし当然に中国代表権問題は姿を消し、その重点は、憲章は時の試練に耐えた文書であり、国連の強化は憲章の改正によつてではなくその厳格な遵守にあるという点に一層おかれ、さらに国連は憲章の改正を行なわなくても例えば「国際安全強化宣言」決議〔2734（XXV）〕のような国連が最近採択した多数の重要な決定によつても強化されたと主張する。また安保理事会の大国一致原則は社会主義体制と資本主義体制の共存する現在、国連存在の基盤をなしているとしながらも、その重要性

をとくに第三世界の解放と利益擁護に関連づけて強調する傾向が一層顕著になつてくる。[9]

九月二三日の総会本会議における一般討論演説において四〇ヵ国以上の国が憲章再検討の問題について発言をしたが、特に注目されたことは、中国が憲章再検討を支持する発言をしたこと、[10]およびアメリカが問題の解決は機構の改革にあるのではなく―アメリカはそのような改革に反対するものではないが―国家の意志にある、としながらも、安保理事会がその影響力と権威を維持するために現常任理事国以外の諸国の参加を確保する方法を見出す必要があるとのべ、その一例として日本をあげたこと、[11]などである。

第六委員会での本問題の討議は一一月二九日から一二月七日まで行なわれたが、冒頭フィリッピン代表（ロムロ外相）が共同提案国を代表して、国連憲章再検討に関する各国見解を審議するための三二ヵ国からなる特別委員会の設置を骨子とする決議案（L. 870）の趣旨説明を行なつた。[12]一方これに対抗して一一月三〇日、チェコスロバキアは国連憲章再検討に反対し、加盟国に国連憲章の厳格な遵守を求めることを主な内容とする決議案（L. 881）を提出、一般討論においてその趣旨説明を行なつた。[13]

同日ソ連代表（マリク）は、既に自国の立場は明らかにしたが、と前置きして再度憲章再検討反対の理由を展開した。それらの多くは前回の発言の繰返しであるが、そこには幾つかの新しい点をあげることができる。

(一)各国は国連に加盟するに当つて憲章の条項を承認することを厳粛に宣言したはずである。(二)例えば、「比重投票方式」とか、財政制度の変更、異つた加盟国のカテゴリーや国連の目的や原則の改正といつたような新しい見解を分析すれば、それらが特定国家の個別的野心や狭いグループの利益から出たものであることを示している。これらの異つた意見をまとめ、一致させる魔術師など見つからないし、もし、憲章改正問題を討議することにでもなれば、忽ちその違いは倍加するであろう。(三)決議2697（XXV）の主文第一項に基き各国が提出した見解数が一三二ヵ国中僅かに二九ヵ国にすぎず、（筆者註、そ

の後三ヵ国が提出計三二ヵ国となつた。）そのうち憲章の全般的改正に賛成している国は僅かに七ヵ国にすぎない。(13)誰もが過去二七年間に国際情勢が大きく変つたことを知つている。しかし、もしそれらの変化を分析するならば、それらが憲章の目的と原則にますます近づいていることは明らかである。(14)

そこには一九六〇年の第一五回総会におけるフルシチョフ発言に端を発したソ連の国連改革案の主張の片鱗をも見出すことはできない。

その後、一二月五日オランダは本件審議を第二九回総会まで延期することを骨子とした決議案（L. 886）を提出し、これはL. 870決議案とL. 881決議案の妥協であるとして先議を求め、結局一二月一四日の本会議はメキシコから出された同決議案に対する一部追加提案をいれてそれを可決した。〔決議2968（XXVII）〕

その結果、さらに加盟国に対し、憲章再検討に対する意見の提出を督促するとともに、同問題の審議の二年棚上げを決定したのである。(15)

三

国連憲章再検討問題は、第二四回総会でコロンビアのイニシァチブにより議題として採択されて以来、第二五、二七総会と三度審議が行なわれ、その都度審議棚上げによる妥協的解決が計られてきた。しかし、一九七四年の第二九回総会では再検討積極派の急激な昂まりがみられ、ソ連ブロック諸国の強い反対があつたにも拘らず、国連憲章再検討のための四二ヵ国からなるAd Hoc委員会設立決議が圧倒的多数で採択された。〔決議3349（XXIX）〕賛成八二、反対一五（ソ連ブロック、米、英、仏、サウジ・アラビア、南イエーメン）、棄権三六、不参加一（ルーマニア）。

本総会での本件議題審議の過程で最も注目されたことの一つは中ソ対立の激しさであつた。それは九月一九日の一般委員会における議題採択の可否をめぐつて既に示されていたが、本議題の審議を付託された第六委員会での審議（一二月三日―

九日）はこれまで憲章再検討問題をめぐつて展開されてきた様相を大きく変えるものであつた。すなわち、これまでソ連ブロックは安保理事会の常任理事国である（はず）の中華人民共和国の欠席を憲章再検討反対の最大の理由とし、中国のいない場でこの問題を審議することは憲章違反であり、また中国の意見をきくべしと強調、前述のように安保、経済社会両理事会の議席増員問題の最終段階ではそれを実行さえした。しかし、今回は、その中国が委員会に出席をし、しかも中国は憲章の再検討を真向から主張したのである。[16] ここにおいて本来国際平和と安全の維持や人類の福祉をより効果的に実現するために国連機構をいかに改善強化すべきか、という立場に立つてなさるべき本件の審議の場が、自国の拒否権をまもるために憲章再検討の動きを一切封殺しようとするソ連およびソ連ブロック諸国と、それに対立してますます憲章の再検討の要求を強めている第三世界の側に立つてソ連を攻撃し、ソ連と第三世界の間にくさびを打込むと同時に第三世界に対するリーダーシップを強化しようとする中国との角逐の場となつたのである。しかしソ連の大国主義を非難する中国といえども国連内においてはそれは拒否権を認められたソ連と同等の大国であつた。一二月四日ソ連代表（マリク）は前日行なわれた中国代表の発言に激しく反論して次のようにのべた。

「ソ連はこれまで常に現憲章の条項を基礎に、そしてそれらを遵守することによつて、国連の有効性と権威をたかめることを支持してきた。……永続的な平和を創造するために必要な諸条件を確立するべく闘つている諸国家は現憲章の諸原則を遵守することを支持し、いかなる変更にも反対している。経験は、この基本的文書を再検討する試みが反動諸勢力の支持をえてきたことを示している。いわゆる〝超大国の権力〟を抑制し、国連を世界に起つた変化に適応させる必要性を主張する陣営内に毛沢東主義者を見出したとしても誰も驚かないであろう。しかしそれは全く機会主義者の立場であり、憲章を北京で準備した改変案にそつて変えることを狙つたものである。何故なら中国が安保理事会の常任理事国としてもつている権利と特権を放棄する意志のないことは全く明らかであるからである。……「ある問題が未だ完全に解決していないことは事実

である。しかし、その責任は加盟国にあるのであつて、憲章にあるのではない。国際軍縮会議が開けないでいるのは憲章のためではなく、二つの加盟国がそれに反対しているからである。安保理事会が今なお核兵器使用禁止の問題を審議できないでいるのは憲章のためではなく、その責任はファシストのポルトガルと人種主義の南アとならんでその件の審議に反対投票した中国にあるのである。……それ故いえることは今求められていることは憲章の再検討ではなく、特定の加盟国、特に中国による国際平和と安全および軍縮に関する自国の立場の再検討である。…」[17]

さらに一二月一七日本会議において決議案の表決に先立ち、ソ連代表（マリク）は再度自国の立場を説明したが、それは従来同国が拒否権擁護の論拠としてそれが第三世界の解放と利益擁護のためにも使われてきたと主張してきた立場から今度は公然たる第三世界批判へと変つたことを示した。

すなわち、ソ連代表は次のようにのべた。

「憲章の再検討は、一九四五年国連憲章の起草に参加しなかつた国ぐにの見解を聞き、それらを考慮に入れるためにも必要だ、とする議論に同意できない。何故ならそれらの国ぐには憲章を徹底的に研究し、それに何らの留保もつけずに国連に加盟したのであり、いまや国連の押しもおされないメムバーとして、同機構内で決定的な地位を占め、国連活動のあらゆる局面に影響を与えているのだ。……殆んどすべての総会決議に彼らの声が聞かれないであろうか。総会決議、例えば、今総会で採択された世界軍縮会議召集決議や、国際安全強化決議、軍縮に関するすべての事項、国家の経済的権利義務や侵略の定義、非植民地化、人種主義やその他多くの問題についての決議を準備したのは彼らではないのか。……今第二九回総会で今や自らを国連の少数派とよぶ国と一方多数派とよばれる国との間で行なわれた激論は、[18]国連憲章が現状のままで十分に、国連の創設者ではないが、後に国連に加盟し、それ以降押しもおされぬメムバーとなつたすべての国の権利や特権や国際政治上の地位を保障しているという事実の何よりの証明である。[19]……」

このようなソ連の論陣にも拘らず、本会議は同日第六委員会で採択された決議を一部修正のうえ表決に付し、それは圧倒的多数で可決されたのである。[20]（既出）

「国連憲章再検討」の議題は第三〇回総会（一九七五年）において一九七二年の第二七回総会にルーマニアが提案し、その後引続き総会の議題となつていたいわゆる「国連の役割強化」（正式名称は、「国際安全保障の維持強化、すべての国家間の協力および国家間の国際法規則の促進に関する国連の役割強化」）との合体が図られ、「憲章に関するアド・ホック委員会」を「憲章および国連の役割強化に関する特別委員会」として再開催し、第三一回総会に報告書を提出せしめるとの趣旨の決議案（A/C. 6/L. 1028）が一二月一五日投票に付されることなくコンセンサスで採択された。〔決議3499（XXX）〕

なお、同特別委員会は一九七六年三月二日作業グループを設置して、現在も作業を続行中である。

むすび

第二次大戦末期アメリカの発案により確立された国連における大国一致原則に基き、ただ一国社会主義国家として拒否権を手に入れたソ連は、当時国連内にあつて西側に対し圧倒的な少数派であつた社会主義陣営の利益擁護のうえで極めて有利な立場に立つことになつた。このことは国連発足当初のソ連による度重なる拒否権の行使によつて示されている。しかし、その後の第三世界の台頭、なかんずくAA諸国の加盟国増大は非同盟諸国グループとして国連内に新しい多数派を形成し、いまや西側大国は国連内で少数派となり、その意味では五大国に拒否権を認めた現憲章擁護に関し、ソ連と同様な立場に立たされている。しかし、これら諸国は憲章の再検討や、また一切の憲章の改正に反対しているわけではない。これに対し、ソ連およびソ連ブロック諸国は、もし憲章の再検討を認めれば、それは必然的に改正論議に発展し、それが大国一致原則にも波及することを極度に警戒をする。[21] その結果、本稿でみてきたような憲章再検討に対する極端な反対政策がとられること

になる。しかし、このようなソ連ブロックの政策は必然的に世界社会の変動に対応して国連を改善強化させようとする建設的な憲章改正の努力までもディスカレジさせることになり問題があるといわねばならない。現在までのところソ連ブロックにこの政策変更の徴候はみられないが、今後第三世界の憲章改正の要求が強まれば、それは第三世界とソ連ブロックとの関係に必然的に影響を与えることになるであろう。

(1) GAOR, XXIV, Plenary, 1768th mtg., 26 September 1969, Vol. 1, p. 4.
(2) Y. U. N., 1969, p. 262.
(3) その間の詳しい経過については、外務省国際連合局発行「国連情報」（第一巻）、昭和四五年三月、二九四～八頁参照。
(4) 一二月二日ソ連代表（コレスニク）は「憲章再検討に賛成する議論のあるものは、憲章第一八章は改正の可能性を規定している、としているが、第一〇八条はいかなる改正についても安保理事会の常任理事国が賛成投票しなければならない、とのべている。その賛成を欠いた再検討の試みは無駄である」とまでいっている。GAOR, XXV, Sixth Committee, 1240 mtg., 2 December 1970, p. 352.
(5) 例えば、ハンガリー Ibid., p. 347、チェッコスロバキア Ibid., p. 357、ルーマニア Ibid., p. 360、イラク Ibid., p. 345. むしろソ連代表の発言が中国代表権問題に言及していないのが注目される。Ibid., p. 352-3 参照。
(6) Ibid., p. 353.
(7) 例えば、一二月二日に発言したソ連代表（コレスニク）は次のようにのべている。
「過去二五年の間、数多くの憲章の基本条項を改変し、回避し、修正しようとする試みがあつた。冷戦の時期に、帝国主義諸国が総会で多数を支配できた時、憲章の基本原則の一つである安保理事会の常任理事国一致の原則は激しく攻撃された。しかし、ソ連は総会に権限を移行させようとの計画に反対し、ソ連人民とその他の社会主義諸国の死活的利益ばかりでなく、自らの解放のための正義の闘いを闘う植民地人民の死活の利益を擁護するためにも拒否権を行使したのである。（傍点筆者）」Ibid., p. 352.
(8) また決議第一項に基く事務総長の要請に応えて三二ヵ国が憲章再検討についての自国の見解を提出した。(A/8746 and Add. 1-3).
(9) GAOR, XXVII, Plenary, 2037th mtg., 23 September 1972, Vol. 1, pp. 30-2.
(10) Ibid., p. 5.
(11) Op. cit., 2038th mtg., 25 September 1972, Vol. 1, p. 7.
(12) GAOR, XXVII, Sixth Committee, 1374th mtg., 29 November 1972, p. 377-81.
(13) Op. cit., 1375th mtg., 30 November 1972, p. 387.
(14) Ibid., pp. 384-5.

(15) Y. U. N. 1972, pp. 221-2.

(16) 中国代表は同委員会の討議開始日（一二月三日）に発言し、次のようにのべた。

「国連発足以来、国際関係に大きな変化が起った。それは植民地主義の崩壊と、第三世界の形成である。……これら多数の中小国は第六回特別総会や第三回海洋法会議において平等に基いた新しい国際関係の樹立に対する強い願望を示した。……しかし、それにも拘らず、今日の国連は未だ大国の支配を完全に取除いていない。従つて、国連は改革が必要だし、その重要な局面は憲章の再検討である。」「……しかるにソ連代表はこのような世界情勢の変化にも拘らず、憲章の再検討を支持する者を国連をくつがえし、その基盤そのものを破壊する者だと公然と非難した。……彼は憲章の再検討は核戦争を齎らすだろうという途方もない主張で脅しをかけることさえした。……ソ連は憲章の再検討に対するいかなる行動にも反対する決議（A/C. 6/L. 1001）を出した。（註、一一月二九日）……憲章の再検討に特に死物狂いの反対をしているのがソ連であることは誰にも明らかである。中国代表は憲章の再検討を阻止しようとする執拗なソ連の試みに断固として反対し、またソ連の決議案に対しても断固として反対する。」GAOR, XXIX, Sixth Committee, 1513th mtg., 3 December 1974, p. 292.

(17) Op. cit., 1514th mtg., 4 December 1974, pp. 298-30.

(18) 憲章再検討の議題をめぐる本会議の直前の一二月六日の本会議で国連の役割強化の議題をめぐつて仏、西独、米、英の各国代表が相ついで多数派の数を頼んでの実効性の伴わない決議の量産を批判し、とくにアメリカ代表スカリは激しく、〝多数の横暴〟を非難した。これに対し一二月一一日登壇したアルジエリア代表ラハルがこれに猛然と反論した。Op. cit., Provisional Verbatim Record of the 2307th meeting (A/V. 2307), A/PV. 2308, 6 December 1974. A/PV. 2313, 11 Decembr 1974参照。

(19) A/PV. 2323, 17 December 1974, pp. 111-2.

(20) 同決議案表決後中ソ間に再度激しい応酬が起り、中国代表の「超大国は国連内における権力政治を続行させるために憲章の再検討に激しく反対してきた」との非難に対し、ソ連代表は次のように反論した。

「……中国代表は国連や安保理事会におけるある特権的地位なるものを超大国の一国だけに帰しようとした。しかし、もし彼がソ連に言及していたとするならば、私はソ連は安保理事会の常任理事国として中国以上の特権を聊かなりとも持つていないことを指摘したい。ソ連と中国とは全く平等な地位にある。ソ連も中国も共に安保理事会の常任理事国であり、いづれもが安保理事会で拒否権を行使する。われわれはその拒否権を社会主義諸国および開発途上国の利益を擁護するために使う。われわれはその拒否権を社会主義国を国連に加盟させるために何回も使つた。そして、われわれはそれを成功裡に使つた。われわれの拒否権はアルバニア、ブルガリア、ルーマニア、モンゴルを加盟させることを助けた。これは長年にわたる激しくかつ恐るべき闘いであつた。彼らはそれらの国が社会主義国であつたが故にそれらを入れようとしなかつたのだ。ソ連の拒否権はこの問題の解決を助けた。われわれは決して覇権的目的で拒否権を使つたことはない。従つて、ソ連の代表が拒否権を覇権的目的に使つたと主張するのは全くのでたらめである。……もし中国代表が中国は拒否権を放棄するというためにこの演壇に来るならば私はそれを聞きたいものだ。私は中国代表にここに来て安保理事会の常任理事国として、中国は憲章の再検討を支持することを宣言し、同時にこの総会を前にしてこの演壇から中国は自国の拒否権を放棄すると公式に宣言することを要求する。私はそれを聞きたいものだ。」Ibid.,19 December 1974, p. 146, pp. 151-2.

なお中国は第三〇回総会（一九七五年）の第六委員会の席上で極めて控え目ながら、「中国としては、総会の権限拡大、安保理事会の権限制限、安保理事会の構成の変更、および同理事会の常任理事国の拒否権の制限ないし廃止といった特定の憲章条項の改正に関する見解は真剣な検討に値いする、と考えている」ことを明らかにしている。GAOR, XXX, Sixth Committee, 1565th mtg., 14 November 1975, p. 190.

(21)　例えばA/AC. 175/L. 2 (part Ⅱ), pp221-2参照。